

軽自動車税の減免対象について

1. 使用要件

- ① 障害のある方が本人が運転すること
- ② 障害のある方の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために障害のある方と生計を一にする方が運転すること
- ③ 障害のある方(障害のある方のみで構成される世帯の方に限ります。)の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために障害のある方を日常的に介護する方が運転すること

2. 所有要件

- ① 障害のある方
- ② 使用要件が上記②の場合で、かつ、障害のある方が18歳未満か知的又は精神の障害をお持ちの場合は、生計を一にする方

3. 障害要件

① 身体障害者

障害の区分	身体障害者が所有し運転する場合	同一生計者が運転する場合
視覚障害	1級・2級・3級・4級	1級・2級・3級・4級
聴覚障害	2級・3級	2級・3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由	1級・2級	1級・2級
下肢不自由	1級・2級・3級・4級・5級・6級	1級・2級・3級
体幹不自由	1級・2級・3級・5級	1級・2級・3級
よ進乳 る行幼 運性児 動の期 機脳以 能病前 障変の 害に非	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級・2級・3級・4級・5級・6級
心臓機能障害	1級・3級	1級・3級
じん臓機能障害	1級・3級	1級・3級
呼吸器機能障害	1級・3級	1級・3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級	1級・3級
小腸の機能障害	1級・3級	1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級・2級・3級	1級・2級・3級

② 知的障害者

療育手帳	総合判定A	総合判定A
------	-------	-------

③ 精神障害者

障害程度	1級	1級
------	----	----

④ 戦傷病者

障害の区分	戦傷病者が所有し運転する場合	同一生計者が運転する場合
視覚障害	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症・第4項症	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症・第4項症
聴覚障害	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症・第4項症	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症・第4項症
平衡機能障害	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症・第4項症	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症・第4項症
音声機能障害	特別項症・第1項症・第2項症 (喉頭摘出による音声機能障害が ある場合に限る)	
上肢不自由	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症
下肢不自由	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症・第4項症・第5項症 第6項症・第1款症(旧第7項症) 第2款症(旧第1款症) 第3款症(旧第2款症)	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症
体幹不自由	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症・第4項症・第5項症 第6項症・第1款症(旧第7項症) 第2款症(旧第1款症) 第3款症(旧第2款症)	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症・第4項症
心臓機能障害	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症
じん臓機能障害	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症
呼吸器機能障害	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症
小腸の機能障害	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症	特別項症・第1項症・第2項症 第3項症